

応急仮設住宅の概要

1. 趣旨

災害救助法は、非常災害に際して、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に避難することとなるが、避難所は、災害直後における混乱時に避難しなければならない者を、一時的に受け入れるためのものであるから、その期間も短期間に限定されるので、これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである。

2. 対象者

住家が全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

3. 費用の限度額（平成 25 年度）

- (1) 規格：1戸当たり平均 29.7㎡（9坪）を標準とする
- (2) 限度額：1戸当たり平均 2,401,000 円以内
- (3) 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）

4. 着工期間

災害発生の日から 20 日以内に着工

5. 供与期間

建築工事が完了した日から 2 年以内

6. その他

- ・ 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる
- ・ 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
- ・ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ・ 通常は行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例
 - ✓ 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費
 - ✓ 入居者の自治会等が徴収する共益費等

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の種類等）

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 （平成 25 年内閣府告示第 228 号）（抄）

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

2 応急仮設住宅

- イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1 戸当たりの規模は、29.7 m²を標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000 円以内とすること。
- ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。
- ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できること。
- ホ 災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- ヘ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。

応急仮設住宅のコスト

■近年の災害における応急仮設住宅建設に係る戸当たり単価

発災日	災害名	災害救助法 に基づく 一般基準（円）	実際の単価 （特別基準（円））
2004年 10月23日	新潟県中越地震	2,433,000	4,725,864
2007年 3月25日	能登半島地震	2,342,000	5,027,948
2007年 7月16日	新潟県中越沖地震	2,326,000	4,977,998
2008年 6月14日	宮城・岩手内陸地震（岩手県）	2,366,000	5,418,549
	宮城・岩手内陸地震（宮城県）		4,510,000
2011年 3月11日	東日本大震災（岩手県）	2,387,000	約617万円 ※
	東日本大震災（宮城県）		約730万円 ※
	東日本大震災（福島県）		約689万円 ※

※ 談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費を含む建設コストの戸当たりの平均コスト（平成25年1月時点 厚生労働省調べ）。